

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、選挙管理委員会及び農業委員会から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

平成28年9月30日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 萩 野 忠 好

同 高 森 克 史

1 選挙管理委員会事務局

監査実施期間 平成27年9月14日から平成27年10月21日まで

(1) 別府市長・市議会議員選挙における選挙運動の公費負担について

公費負担の事務手続に関し、候補者より提出された申請書類の記載内容等に不備が散見されたが、公費負担限度額を超えて支出しているものはなかった。

申請書類の記載内容等の確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。

また、別府市長選挙及び別府市議会議員選挙公費負担の手引に加え、候補者が公費負担制度を利用するに当たり疑義が生じやすい事項についてQ&A等を作成し、より適切で理解し易い説明に努められたい。

(措置結果)

現在の公費負担の手引に加え、視覚的に理解し易い資料及びQ&Aを新規作成した。今後、内容についても適宜充実させ、次回統一選挙に備える。

2 農業委員会事務局

監査実施期間 平成27年10月21日から平成27年12月8日まで

(1) 農地転用許可等の権限移譲について

地方自治法第252条の17の2第2項の規定により大分県から協議があり、本市においては、平成26年1月1日から農業委員会が農地転用許可等の事務を処理しているが、委任規則等が整備されていなかった。

同法第180条の2の規定に基づき委任規則等を整備されたい。

(措置結果)

市長事務部局以外の部局の長に対する事務の委任及び補助執行に関する規則を改正した。

(2) 農地法第3条、第4条及び第5条の事務処理について

農業委員会事務局長あての照会文書に対する回答文書に別府市農業委員会規程に定めのない印を押印し発送していた。事務局長印を押印して文書を発送する必要がある場合は、同規程を整備されたい。

また、農地法第5条の届出に伴う添付書類で一時転用届に転用者の押印がないも

のや委任状に日付のないものが見受けられた。書類受領時の確認を徹底されたい。

(措置結果)

照会文書に対する回答文書については、農業委員長名で回答することとし、別府市農業委員会規程に定められた公印を押印することとした。

また、申請書類に不備がないよう職員間での確認を徹底している。

(3) 農業者年金事務について

農業委員会は、農業者年金基金から業務委託を受け、受給者の各種手続及び相談業務並びに農業者年金制度の周知及び加入促進活動を行っているが、農業者年金の新規加入者は平成26年度に1人となっている。

今後とも、農業委員とともに農業者年金制度の普及活動や新規加入の推進に努められたい。

(措置結果)

毎年3月上旬に農林水産課が行う地域での集落説明会において、参加者へ農業者年金のパンフレットを配布して説明を行うことにより、新規加入の推進に努めている。

また、加入資格該当者に個別説明も行った。

(4) 物品管理について

ア 財務会計システムによる備品一覧と現物の照合ができないものが見受けられた。

別府市物品取扱規則に基づき適正に管理されたい。

(措置結果)

備品一覧と照合できなかったものについては、別府市物品取扱規則の規定により不用物品として処理し、現在管理しているものは備品一覧と一致している。

イ 郵便切手について、農業委員会備付の帳簿に残枚数が記載されているが、記載された残枚数より多くの枚数が残っていた。郵便切手は、金券であり換金性も高く、厳密な管理を行う必要があることから、別府市文書管理規程第34条第2号に規定する郵便切手・はがき受払補助簿により適正に管理されたい。

(措置結果)

郵便切手の枚数については、郵便切手・はがき受払補助簿による管理を徹底し、複数の職員で確認することとした。